

令和元年度(2019 年度)

監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

熊 本 市 監 査 委 員

熊 監 発 第 000263 号
令和 2 年(2020 年)1 月 20 日

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和元年度(2019 年度)の財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

財政援助（補助）団体監査

第1	監査の対象	3
第2	監査の着眼点	9
第3	監査の主な実施内容	9
第4	監査の実施場所及び日程	9
1	監査の実施場所	9
2	監査の日程	9
第5	監査の結果	10
1	熊本市地域公民館連絡協議会	10
2	熊本市身体障害者福祉協会連合会	10
3	熊本市食品衛生協会	10
4	学校法人 マリア学園	10
5	STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会	10
6	Bloom Technology 株式会社	10
7	株式会社 エコポート九州	10
8	江津湖花火大会実行委員会	11
9	熊本市地域文化創造協議会	11
10	熊本市スポーツ推進委員協議会	11
11	橋本醤油 株式会社	11
12	熊本市農業協同組合	11
13	水まち水前寺実行委員会	11
14	東区民まつり実行委員会	12
15	西区にぎわいづくり実行委員会	12
16	北区こどもまつり実行委員会	12
17	学校法人 鎮西学園	12
18	熊本市小学校体育連盟	12

公の施設の指定管理者監査

第1	監査の対象	17
第2	監査の着眼点	17
第3	監査の主な実施内容	17
第4	監査の実施場所及び日程	17
1	監査の実施場所	17
2	監査の日程	17
第5	管理施設の概要等及び監査の結果	18
1	扇田ふれあい広場	18
2	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	23

(関係条文)

- ・ 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

- ・ 地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

財政援助（補助）団体監査

第1 監査の対象

市が平成30年度(2018年度)に補助金等を交付した団体のうち次の18団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助団体等の名称	熊本市地域公民館連絡協議会	熊本市身体障害者福祉協会連合会	熊本市食品衛生協会
補助金等の名称	熊本市地域公民館連絡協議会事業費補助金	熊本市身体障害者福祉協会連合会運営事業に対する補助金	熊本市食品衛生協会食品衛生普及事業補助金
補助等の目的	地域公民館相互の連携によって、まちづくり、社会教育の充実を図り、市民憲章を基幹とした地域社会の健全な発展を期するため。	身体障がい者が社会生活を営む上で、権利擁護や相談等の支援活動を積極的に実施しており、その運営に資するため。	飲食物に起因する衛生上の危機発生を未然に防止し、食品衛生の向上に寄与するため、営業者による自主管理の推進及び市民に対する食品衛生思想の普及啓発を図るため。
補助等対象経費	2,448,109円	3,750,426円	1,886,668円
補助等額	972,000円	960,000円	612,000円
(補助等の率)	(39.7%)	(25.6%)	(32.4%)
所管の局	市民局	健康福祉局	健康福祉局
部	市民生活部	障がい者支援部	保健衛生部
課	生涯学習課	障がい保健福祉課	食品保健課
団体の設立目的	熊本市内にある地域公民館相互の連携によって、社会教育の充実を図り、市民憲章を基幹とした地域社会の健全な発展を期することを目的とする。	会員が地域で自立した生活及び社会参加の推進を図れるように、親睦融和を深め団結を強固にし、身体障害者の人権を擁護し差別を無くし、社会的地位の向上と身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。	食品衛生法の趣旨に基づき、食品の品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

	4	5	6
補助団体等の名称	学校法人 マリア学園	STREET ART-PLEX KUMAMOTO実行委員会	Bloom Technology 株式会社
補助金等の名称	熊本市1号認定保育料軽減事業費補助金	中心商店街地区魅力向上事業負担金	熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金
補助等の目的	認定こども園等が1号認定保育料を本市が定める1号認定保育料より低額に設定した場合について、在園児等への利用者負担の増加に対する激変緩和のため。	中心商店街等で音楽等のイベントを開催することによって、中心市街地全体の魅力と集客力の向上を図り、将来的には熊本の象徴として市内外からの集客の増加等へ繋げていく。 また、中心市街地活性化に対して商店街を中心に、実行委員会を組織することにより、商店街が主体的に事業に取り組み、行政等が協力し、官民一体となった事業運営を行うため。	成長が期待される産業分野において、中小企業等が実施する新製品・新技術等の研究開発事業に対し、必要な経費の一部を助成することにより、独自の優れた製品・技術を持つ企業の育成を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。
補助等対象経費	2,423,400円	8,886,799円	4,524,119円
補助等額	2,423,400円	5,000,000円	2,000,000円
(補助等の率)	(100.0%)	(56.3%)	(44.2%)
所管の局	健康福祉局	経済観光局	経済観光局
部	子ども未来部	産業部	産業部
課	保育幼稚園課	商業金融課	産業振興課
団体の設立目的	教育基本法、学校教育法、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の増進に関する法律及び子ども・子育て支援法に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。	音楽・ダンス・大道芸等の多様なパフォーマーたちが、定期的に中心市街地で活動することを支援し、中心市街地の賑わいづくりを生み出すことを目的とするとともに、こうしたパフォーマンス・アート活動をベンチャーカルチャーの源泉として捉え、感性あるまちづくりを目的とする。	1 次の物品の売買並びに輸出入業 (1) 医薬品 (2) 医薬部外品 (3) 保存液、培養液 (4) 医療用機器並びに計量器 (5) 電子機器・装置等 2 前項に係る企画、開発、製造・加工、修理、賃貸借、仲介・保管管理、廃棄・再生処理並びにそれらの請負業 3 以下に関わる検査業務委託 (1) ヘルスケア (2) メディカル・ケア等

	7	8	9
補助団体等の名称	株式会社 エコポート九州	江津湖花火大会実行委員会	熊本市地域文化創造協議会
補助金等の名称	熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金	江津湖花火大会実行委員会負担金	熊本市地域文化創造協議会負担金
補助等の目的	成長が期待される産業分野において、中小企業等が実施する新製品・新技術等の研究開発事業に対し、必要な経費の一部を助成することにより、独自の優れた製品・技術を持つ企業の育成を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。	江津湖花火大会の円滑な運営に資するため。	地域文化の振興を図る諸団体並びに諸機関等の相互の連絡調整を図るとともに、本市の地域文化の振興と新たな芸術文化の創造を目的として設置された本協議会の活動を支援するため。
補助等対象経費	5,244,398円	68,973,000円	2,478,789円
補助等額	2,000,000円	7,126,000円	2,000,000円
(補助等の率)	(38.1%)	(10.3%)	(80.7%)
所管の局	経済観光局	経済観光局	経済観光局
部	産業部	観光交流部	文化・スポーツ交流部
課	産業振興課	イベント推進課	文化振興課
団体の設立目的	1 機密書類の溶解・破砕・固形燃料化事業 2 古紙パルプ製造及び販売 3 製紙事業及び紙製品販売事業 4 機密書類の収集運搬業務 5 廃プラスチック・廃木材のマテリアル事業及び販売事業 6 新エネルギー・木材燃料・RPF(固形燃料)製造、販売事業 等 7 バイオマスエネルギー、廃棄物発電、熱利用等の新エネルギー事業 8 古紙備蓄及び輸出、販売事業 等	江津湖花火大会を円滑に運営することを目的とする。	地域文化の振興を図る諸団体並びに諸機関等の相互の連絡調整を図るとともに、本市の地域文化の振興と新たな芸術文化の創造を目的とする。

	10	11	12
補助団体等の名称	熊本市スポーツ推進委員協議会	橋本醤油 株式会社	熊本市農業協同組合
補助金等の名称	熊本市スポーツ推進委員協議会運営事業補助金	農商工連携等新商品開発事業助成金	熊本市畜産総合対策事業補助金
補助等の目的	市民の体育、スポーツの普及・振興や、スポーツ推進委員の資質向上を図るための研究会・講習会の開催、委員相互の情報交換に資するため。	新規性が高い、独自性が高いなど、高付加価値の商品の創出を支援することにより、農林漁業者や商工業者の所得の向上、地場産業の活性化を図るため。	畜産農家の経営安定及び共販体制の確立を図るために、高生産・高品質の畜産物生産能力を有する家畜の生産振興を図るとともに、家畜伝染病の発生を未然に防ぎ、安全な畜産物生産を確保するために組織一体となった防疫体制と生産基盤を確保することに資するため。
補助等対象経費	2,280,811円	4,728,932円	18,420,088円
補助等額	1,462,000円	2,000,000円	1,033,976円
(補助等の率)	(64.1%)	(42.3%)	(5.6%)
所管の局	経済観光局	農水局	農水局
部	文化・スポーツ交流部	農政部	農政部 (北東部農業振興センター)
課	スポーツ振興課	農業政策課・ 農水ブランド戦略室	東農業振興課 (農業振興課)
団体の設立目的	委員相互の連携を密にし、相互協力して社会体育の推進を図り、委員の使命を達成することを目的とする。	1 味噌醤油その他調味料の製造販売 2 飲食店の経営 3 不動産賃貸業 4 前各号に付帯する一切の業務	地域の農業生産振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状況を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

※所管課名については、括弧内に組織改編後の組織名を記載している。

	13	14	15
補助団体等の名称	水まち水前寺実行委員会	東区民まつり実行委員会	西区にぎわいづくり実行委員会
補助金等の名称	水まち水前寺実行委員会負担金	東区民まつり実行委員会負担金	西区にぎわいづくり実行委員会負担金
補助等の目的	区のまちづくりの大きな課題である水前寺界隈の活性化に向けた地域の取組みを支援し、水前寺界隈の一体感や繋がりを生み出すとともに、地域住民の交流を促進し、まちの賑わいを創出するため。	東区民まつりの運営が円滑に行われるため。	西区フェスタの運営が円滑に行われるため。
補助等対象経費	3,716,553円	3,371,904円	3,533,296円
補助等額	1,000,000円	3,300,000円	3,500,000円
(補助等の率)	(26.9%)	(97.9%)	(99.1%)
所管の局	中央区役所	東区役所	西区役所
部	区民部	区民部	区民部
課	中央区まちづくりセンター	総務企画課	総務企画課
団体の設立目的	水前寺界隈のまちの賑わいを創出し、湧水と歴史のまち水前寺の魅力向上に資することを目的とする。	東区まちづくりビジョンの基本方針の一つである「人と人がつながり世代を超えて語り合えるまち」をめざし、区内における様々な地域団体、学校等が参加協力して区民相互の交流と親睦を深め、区民の連帯感やふるさと意識の醸成を図ることを目的とする。	西区まちづくりビジョンに基づき、「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」に重点的に取り組むこととし、地域が有するまちづくり資源の再発見と活用、区民と行政の協働によるまちづくりに取り組み、ひいては西区の活性化を図ることを目的とする。

	16	17	18
補助団体等の名称	北区こどもまつり実行委員会	学校法人 鎮西学園	熊本市小学校体育連盟
補助金等の名称	北区こどもまつり実行委員会負担金	熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金	熊本市小学校体育連盟運営費負担金
補助等の目的	北区こどもまつりの運営が円滑に行われるため。	熊本市内の私立高等学校を設置している学校法人が行う部活動の育成に係る経費を補助することにより、学業のみならず様々な部活動を通じて高校生の健全な育成を図るため。	学校教育活動の一環として行われる主催大会・共催大会の運営や関係団体との協議・連絡等を通じて、児童の心身の健全な育成、各種目の競技力向上及び小学校体育の振興とスポーツ活動の発展に寄与するため。
補助等対象経費	2,030,958円	3,304,251円	2,905,694円
補助等額	2,000,000円	1,840,000円	810,000円
(補助等の率)	(98.5%)	(55.7%)	(27.9%)
所管の局	北区役所	教育委員会事務局	教育委員会事務局
部	区民部	教育総務部	学校教育部
課	総務企画課	学務課	健康教育課
団体の設立目的	北区まちづくりビジョンの実現に向け、地域全体で子供たちの健やかな成長を見守り、子どもを通して親睦と交流を図るため、区民、地域団体と行政とが共同によるイベントを開催することにより、地域間交流による賑わいを創出するとともに、区の一体感の醸成を図ることを目的とする。	教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、浄土宗祖法然上人の仏教精神に則り、宗教教育及び普通教育を施し、有為な人材を育成することを目的とする。	熊本市内小学校の望ましいスポーツ活動を振興し、児童の体力の向上を図り、スポーツ精神をかん養することを目的とする。

第2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

第3 監査の主な実施内容

財政援助団体監査は、援助の目的及び条件に従って事業が実施されてるか、また、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

第4 監査の実施場所及び日程

1 監査の実施場所

監査対象課(室)、対象団体及び監査事務局

2 監査の日程

熊本市地域公民館連絡協議会	令和元年(2019年)9月25日から同月27日まで
熊本市身体障害者福祉協会連合会	令和元年(2019年)8月27日から9月3日まで
熊本市食品衛生協会	令和元年(2019年)8月8日から同月13日まで
学校法人 マリア学園	令和元年(2019年)9月19日から同月24日まで
STREET ART-PLEX KUMAMOTO実行委員会	令和元年(2019年)11月6日から同月8日まで
Bloom Technology 株式会社	令和元年(2019年)9月9日から同月11日まで
株式会社 エコポート九州	令和元年(2019年)9月9日から同月10日まで
江津湖花火大会実行委員会	令和元年(2019年)10月4日から同月8日まで
熊本市地域文化創造協議会	令和元年(2019年)8月5日から同月7日まで
熊本市スポーツ推進委員協議会	令和元年(2019年)10月21日から同月24日まで
橋本醤油 株式会社	令和元年(2019年)10月31日から11月5日まで
熊本市農業協同組合	令和元年(2019年)8月15日から同月19日まで
水まち水前寺実行委員会	令和元年(2019年)10月9日から同月11日まで
東区民まつり実行委員会	令和元年(2019年)9月12日から同月17日まで
西区にぎわいづくり実行委員会	令和元年(2019年)10月28日から同月30日まで
北区こどもまつり実行委員会	令和元年(2019年)8月21日から同月23日まで
学校法人 鎮西学園	令和元年(2019年)10月1日から同月3日まで
熊本市小学校体育連盟	令和元年(2019年)10月16日から同月18日まで

第5 監査の結果

1 熊本市地域公民館連絡協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

2 熊本市身体障害者福祉協会連合会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

3 熊本市食品衛生協会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

4 学校法人 マリア学園

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

5 STREET ART-PLEX KUMAMOTO実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

6 Bloom Technology 株式会社

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

7 株式会社 エコポート九州

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

8 江津湖花火大会実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

9 熊本市地域文化創造協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

10 熊本市スポーツ推進委員協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】旅費の過大支給について

旅費については、団体の規程で熊本市職員等の旅費支給に関する条例を準用しているが、旅行先で昼食が提供されているにもかかわらず、日当が全額支給され、延べ6名分の旅費について合計9,900円が過大支給となっていた。

団体の事務において市のルールを準用する場合には、関係例規及び旅費事務の手引を十分に理解し、正確な事務を行われたい。

また、過大支給額については、適切に対応されたい。

11 橋本醤油 株式会社

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

12 熊本市農業協同組合

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

13 水まち水前寺実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

1 4 東区民まつり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

1 5 西区にぎわいづくり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】講演会謝礼金の過大支出について

西区フェスタで実施したパラアスリート講演会謝礼金等として支出した91,602円について、積算上、振込手数料864円を除いた90,738円を本人への振込額としなければならないが、振込手数料を含んだ91,602円を講演者に振り込んでいた。

過大支出の原因は、講演者への振込金額を誤認したことによるものであることから、振り込みに際しては、積算内容と振込金額に相違がないか十分に確認されたい。

また、過大支出額については、適切に対応されたい。

1 6 北区こどもまつり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

1 7 学校法人 鎮西学園

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

1 8 熊本市小学校体育連盟

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【意 見】競技部会の預金管理について

各競技部会の管理のための銀行預金口座について、入出金内容の確認のために通帳

の写しの提出を求めたところ、一部の競技部会では、担当教諭個人の口座を用いていたため、確認が行えなかった。

熊本市小学校体育連盟は公的団体であるので、各競技部会において管理する銀行預金については、管理の明確化のため、部会専用の口座を開設し管理されたい。

公の施設の指定管理者監査

第1 監査の対象

市が平成30年度(2018年度)に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2
公の施設の名称	扇田ふれあい広場	熊本市九州自然歩道利用拠点施設
指定管理者	田上アクト共同企業体	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会
指定期間	平成29年(2017年)4月1日 ～令和4年(2022年)3月31日	平成30年(2018年)4月1日 ～令和5年(2023年)3月31日
指定管理料	13,219,200 円 66,096,000 円	6,456,133円 32,280,665円
所管の局部課	環境局 資源循環部 環境施設課	農水局 農政部 農業政策課 森づくり推進室

※ 指定管理料の上段は平成30年度(2018年度)分の金額、下段は指定期間の総額である。

第2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

第3 監査の主な実施内容

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該施設の業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

第4 監査の実施場所及び日程

- 1 監査の実施場所
監査対象課(室)、対象施設及び監査事務局
- 2 監査の日程
令和元年(2019年)7月17日から8月2日まで

第5 管理施設の概要等及び監査の結果

1 扇田ふれあい広場

(1) 施設の概要

施設の概要等は次のとおりである。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市北区釜尾町811番地

施設概要	(1) パークゴルフ場	11,600㎡(18ホール)
	(2) 駐車場	3,200㎡(収容可能台数123台)
	(3) 管理事務所	160㎡ (事務室、倉庫、休憩所、トイレ等)
	(4) トイレ棟	20㎡
	(5) 東屋	10㎡

イ 開場時間及び休場日

開場時間 午前9時から午後5時まで

5月1日から8月31日までは、午前9時から午後7時まで

休場日 (1) 木曜日(当該木曜日が休日〔国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。〕に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)
(2) 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 利用料金 熊本市ふれあい広場条例に基づき指定管理者が定める料金

(2) 施設の利用状況

平成30年度(2018年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

平成30年度(2018年度)

	利 用 者 数 (人)	利 用 料 金 (円)
4月	1, 178	567, 100
5月	1, 504	621, 000
6月	1, 082	440, 700
7月	956	374, 000
8月	884	304, 100
9月	1, 143	502, 700
10月	1, 751	682, 000
11月	1, 593	707, 800
12月	1, 112	489, 000
1月	1, 350	545, 800
2月	1, 313	570, 500
3月	1, 590	718, 700
合 計	15, 456	6, 523, 400

施設利用料及び附属設備利用料

・施設利用料

施設名等		単位	利用料
パークゴルフ場	一般	1人1日につき	500円
	高校生以下	1人1日につき	200円
	回数券(一般用)	12枚綴り	5, 000円

・附属設備利用料

区分	単位	1日の利用料
クラブ及びボール	1セット	100円

(3) 経営成績及び財政状況

ア 経営成績

平成30年度(2018年度)の損益計算書は次のとおりである。

指定管理料13, 219, 200円、施設利用料等(利用料金)である入場料収入6, 523, 400円及び自主事業収入1, 214, 500円の合計である管理運営収入20, 957, 100円から、給与等負担金9, 071, 390円、管理委託料6, 376, 113円、イベント費1, 447, 918円等の合計である管理運営費用20, 996, 697円を差し引いた管理運営損失が39, 597円となっている。これに、協賛金収入等であるその他収入88, 847円を加えた49, 250円が利益合計である。

損益計算書(税込み)

(平成30年〔2018年〕4月1日～平成31年〔2019年〕3月31日)

単位：円

管理運営収入	指 定 管 理 料	13,219,200
	入 場 料 収 入	6,523,400
	自 主 事 業 収 入	1,214,500
	管 理 運 営 収 入 合 計	20,957,100
管理運営費用	給 与 等 負 担 金	9,701,390
	法 定 福 利 費	1,404,016
	福 利 厚 生 費	7,236
	広 告 宣 伝 費	35,800
	旅 費 交 通 費	1,300
	交 際 費	1,122
	通 信 費	135,172
	水 道 光 熱 費	1,122,404
	消 耗 品 費	88,746
	賃 借 料	20,865
	修 繕 費	149,100
	保 険 料	47,588
	支 払 手 数 料	21,708
	管 理 ・ 委 託 料	6,376,113
	新 聞 図 書 費	36,516
	イ ベ ン ト 費	1,447,918
	研 修 ・ 会 議 費	5,520
	備 品	145,168
	報 酬 費	54,000
	コ ピ ー 費	97,709
	事 務 消 耗 品 費	16,206
	雑 費	81,100
	管 理 運 営 費 用 合 計	20,996,697
	管 理 運 営 損 失	39,597
その他収入	そ の 他 雑 収 入	88,847
	利 益 合 計	49,250

イ 財政状況

平成30年度(2018年度)末の貸借対照表は次のとおりである。

資産の部合計は1,977,225円で、その内訳は、熊本市からの指定管理料等の

未収入金1,104,162円、現金407,211円及び普通預金465,852円である。

負債の部合計は1,927,975円で、その内訳は、未払金のみである。

これに、純資産の部合計である共同企業体構成員へ配分される分配利益剰余金49,250円を加えた、負債及び純資産の部合計は1,977,225円である。

貸借対照表(平成31年〔2019年〕3月31日)

単位：円

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	407,211	未 払 金	1,927,975
普通預金	465,852	預かり出資金	0
未収入金	1,104,162	分配前剰余金	49,250
合 計	1,977,225	合 計	1,977,225

(4) 監査の結果

扇田ふれあい広場の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数は正確であると認められた。

また、扇田ふれあい広場の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われていた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項1】使用許可申請書の未提出等について

当該施設を競技会、講習会等で使用しようとする者は、熊本市ふれあい広場条例施行規則に基づき、使用許可申請書を提出し、使用許可書の交付を受けることとなっている。しかしながら、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていなかった。

当該施設の管理・運営に当たっては、関係例規を遵守し、適正なものとなるように改められたい。

なお、所管課においては、指定管理者の業務遂行状況が適正であるか十分に確認を行われたい。

【指摘事項２】倉庫及び冷凍庫の設置について

当該施設において、地域のパークゴルフ協会（以下「協会」という。）の所有物であるプレハブ倉庫及び冷凍庫（以下「倉庫等」という。）が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

倉庫等は、協会の占有物となっており、指定管理者が施設管理上必要なものとして設置したものではないため、設置に当たっては、熊本市行政財産使用条例の規定に基づき、目的外使用許可を受けなければならない。また、申請に当たっては、特に必要と認められる理由が必要となることから、所管課及び協会と十分協議の上適正に対応されたい。

2 熊本市九州自然歩道利用拠点施設

(1) 施設の概要

管理運営を行う施設は次のとおりである。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市西区河内町岳1192番地

施設概要 (1) 建物概要 木造平屋建て 延床面積206.51㎡

(2) 施設概要 トレイルセンター(休憩及び情報展示コーナー、自然体験学習コーナー、トイレ、シャワー室)、芝生広場、駐車場、多目的駐車場
敷地面積4,350㎡

イ 開園時間及び休園日

開園時間 (1) 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで
午前8時から午後5時まで

(2) 4月1日から9月30日まで 午前7時から午後6時まで
休園日 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 施設の利用状況

平成30年度(2018年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

平成30年度(2018年度)

単位：人

4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数	1,309	1,492	3,106	1,279	1,162	1,263
10月～3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数	1,536	1,790	1,166	986	1,307	1,699
合 計						18,095

(3) 経営成績

平成30年度(2018年度)の収支報告書は次のとおりである。

収入額合計は6,821,226円であり、指定管理料である市からの委託料6,456,133円が主な収入となっている。

支出額合計は6,369,546円であり、人件費3,141,148円、維持管理費1,383,436円、燃料光熱費等の事務費1,030,650円が主な支出となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は451,680円となっており、当該収支差額

については、翌年度へ繰越しを行っている。

平成30年度(2018年度) 収支報告書

(平成30年〔2018年〕4月1日～平成31年〔2019年〕3月31日)

単位：円

収 入	項 目	予算額	決算額	内 訳
	市からの委託料	6,456,133	6,456,133	指定管理料
	その他	337,244	365,093	繰越金、自販機手数料
	合 計	6,793,377	6,821,226	

支 出	項 目	予算額	決算額	内 訳
	人件費	2,950,000	3,141,148	4人分
	維持管理費	1,435,000	1,383,436	機械警備、除草・樹木管理 他
	事業費	1,000,000	714,312	夏祭り、ホテル鑑賞会 他
	事務費	1,308,377	1,030,650	燃料光熱費、通信運搬費 他
	修繕費	100,000	100,000	
	合 計	6,793,377	6,369,546	

(4) 監査の結果

熊本市九州自然歩道利用拠点施設の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数は正確であると認められた。

また、熊本市九州自然歩道利用拠点施設の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われていた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 管理員の勤務時間について

管理員の勤務条件において、勤務時間が一日当たり9時間若しくは11時間となっており、8時間を超えているにもかかわらず、明確な休憩時間が設けられていなかった。また、割増賃金が支払われていなかった。

このことは、労働基準法第32条第2項、第34条第1項等に抵触する状態となっているため、改善に向け十分な対策を検討されたい。

また、今回の件については、労働基準法についての理解不足が原因であったものである。労働者の雇入れに当たっては、労働関係法令の基本的な事項について理解を深めるとともに、疑義が生じた場合は、労働局に相談するなど労働関係法令に違反することがないように対応されたい。

なお、所管課においては、指定管理者の業務遂行状況が適正であるか十分に確認を行われたい。

〈参照〉

労働基準法

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(休憩)

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。